

台風第15号の被害を受けられた皆様へのお知らせ

令和7年9月12日

【罹災証明書・被災届出証明書の申請受付について】

被災された住家等の状況を調査し、その結果を証明する「罹災証明書」「被災届出証明書」の申請の受付を行っています。

○窓口：役場1階 福祉課窓口

○時間：8:15～17:00

◆9月13日（土）・9月14日（日）・9月15日（月祝）の対応

9/13（土）	9/14（日）	9/15（月祝）
ロゴフォームによる受付 （電子申請）	役場日曜開庁にて受付 8:15～17:00	ロゴフォームによる受付 （電子申請）



↑詳細は町HPで
ご覧いただけます

○申請に必要なもの：本人確認書類、被害状況が確認できる写真

※プリントアウトしたものを印刷してお持ちください。

※申請期限は、災害発生日から6か月です。

○問合せ先：福祉課 社会福祉部門 0548-33-2104



↑罹災証明書の申請

【ロゴフォーム】による受付
スマートフォンから申請可能です



↑被災証明書の申請

【応急修理制度について】

住宅に「準半壊以上」の被害を受けた方を対象に、応急修理に対する支援制度があります。詳しくは別紙の「案内チラシ」をご覧ください。

○問合せ先：都市環境課 都市計画部門 0548-33-2161

【町営住宅等の提供について】

被害を受けて居住が困難な方に一時的に使用できる町営住宅等を準備します。詳しくは別紙の「案内チラシ」をご覧ください。

○問合せ先：都市環境課 都市計画部門 0548-33-2161

【ブルーシートについて】

必要な方は防災課まで連絡ください。

○問合せ先：防災課 防災部門 0548-33-2164

【災害ごみの受入について】

台風被害による災害ごみの受入れを行っています。受入場所と日時は次のとおりです。料金は無料です。

○場所：吉田公園西側町有地

○日時：9月6日（土）から当面の間（土・日・祝を含む）

10：00～15：00（12：00～13：00 は休止）

※災害ごみは分別したうえでお持ち込みください。

○分別品目

【ガラス・陶磁器くず、瓦・ブロックくず、金属、木製家具、柱・角材ソファ・ふとん、畳、小型家電、家電4品目（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビ）、燃えるごみ】

※仮置場の受入は災害ごみのみです。一般家庭ごみは搬入できません。

○問合せ先：都市環境課 環境部門 0548-33-2102

吉田町牧之原市広域施設組合 清掃センター 0548-24-0530



↑詳細は町HPで
ご覧いただけます

【災害ボランティアの派遣及び募集について】

住宅の片付けやがれきの運び出しなどを災害ボランティアがお手伝いします。

※対応できない内容もあります。

併せて、災害ボランティアを募集します。

詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。

○受付時間：9：00～17：00

○問合せ先：吉田町社会福祉協議会（はあとふる） 070-3164-7143



↑詳細は社会福祉
協議会HPでご覧
いただけます

【専門家による生活なんでも相談について】

被害を受けた方に対し、専門家による「生活なんでも相談会」を開催しています。「罹災証明書の取得後はどうしたらよいか」「被災した家の修理・解体について」「竜巻で瓦が飛んでしまい隣家を傷つけてしまった」など、ご相談いただけます。

○期間：9月11日（木）～ ※当面、土日祝日も開催。終了期間未定

○時間：10：00～16：00

○場所：牧之原市静波 999-1 さざんか1階ふれあいホール

○問合せ先：県災害対策士業連絡会 054-252-0008

【災害に便乗した悪質商法に注意！】

自然災害等が発生しますと、便乗商法、悪質商法など、災害に関連した消費者トラブルが起こる傾向があります。しかも被災地やその周辺だけでなく、被災地から離れた地域でも発生しています。災害に関連した消費者トラブルの事例を知り、被害を未然に防ぎましょう。

○問合せ先：産業課 商工観光部門 0548-33-2122